

平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 3113 事業名: 男女共同参画推進事業
 細事業名: _____

政策体系上の位置付け (参考) 平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く
 基本施策: 1 共に生きるまちづくりを進める
 主な施策: (2) 男女共同参画社会の推進

所管部署名
 部局名: 市民部
 課名: 市民課

科目CD. 1020106 作成日 平成20年10月24日
 事業分類: B:ソフト事業
 新規事業 時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)
男女共同参画社会基本法、京都府男女共同参画条例

事業運営方法 直営 一部委託 全部委託 補助等
 委託先 民間 三セク NPO 学校 自治会・地縁団体
 その他 ()

事業概要

◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)
 男女の役割分担意識の解消や、しきたり、社会通念などの見直しを図る。

◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)
 男女が互いに人権を尊重しながら、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる社会を目指し、市民一人ひとりの意識改革と新たな価値観の共有により、家庭や職場、地域社会における男女の対等な人間関係を構築する。

◆ 対象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)
 概ね20歳以上の男女

◆ 結果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)
 しきたり、社会通念などの見直しが図れた。男女平等の意識が定着した。

指 標		単 位	18実績	19実績	20予算	21計画
活 動 指 標	① 研修会や講演会の開催			精 査 途 中		
	② 広報等による啓発					
	③ 相談窓口の設置					
	④ 女性リーダーの養成					
	⑤					
対 象 指 標	① 研修会や講演会の参加者			精 査 途 中		
	②					
	③					
成 果 指 標	① 性別役割分担意識の解消度			精 査 途 中		
	② 男女不平等感の減少度					
	③					

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況

決算(予算)額	(千円)	523	456	2,391	573
財 源 内 訳	使用料・手数料等	(千円)	0	0	0
	国・府支出金	(千円)	0	78	0
	地方債	(千円)	0	0	0
	一般財源	(千円)	523	378	2,391
職員従事時間	(人)		0.21		
人件費 ※	(千円)		1,362		
トータルコスト ※	(千円)		1,818		

※人件費は、職員の給与・諸手当・共済などから、一定の基準に基づき算定したおおよその額です。
 ※人件費およびトータルコストは、あくまでも参考値です。

【公共性の評価】

- (1) 行政の守備範囲 (民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか)
- 法令等により定められた事業 市が実施すべき事業 行政内部の事業
- 民間等での実施は見込めない 民間等での実施も可能

説明

- (2) 事業選定の妥当性 (事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか)
- 施策等の実現に向けた事業 施策等の方向とマッチしていない

説明

- (3) 対象の妥当性 (事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか)
- 本質に沿った対象である 的を得た対象となっていない

説明

【有効性の評価】

- (4) 課題解決への有効度 (目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 予想しても有効的でなかった

説明

- (5) 施策実現に対する有効度 (総合計画の施策実現に対して有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 想定よりも有効的でなかった

説明

- (6) 成果向上の余地 (施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか)
- 大きい 小さい 無い

説明

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地 (他の類似事業と統合や連携ができないか)
- 統合や連携等の検討可能 統合や連携はできない 類似事業がない

説明

新たに生じた課題・解決できなかった課題等

改革案 (いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか)

【緊急性の評価】

- (8) 課題解決への緊急度 (なぜ早期に実施しなければならなかったか)
- 法令等により期限がある 他事業よりも効果が大い 早期の取り組みが必要
- 他事業よりも優先度が高い 市民の生命・財産を守るため 緊急性は低い

説明

【効率性の評価】

- (9) コスト削減の余地 (事業内容、職員労力、仕事の進め方などから)
- 削減の余地あり 削減の余地なし

説明

- (10) 受益者負担の適正 (社会状況等から受益者の負担は適正か)
- 正当な受益者負担 見直す必要あり 負担を強いる事業ではない

説明

【協働性の評価】

- (11) 市民との協働による事業実施 (協働による実施を検討したか)
- 協働事業には不向き 協働では実施していない 協働で行ったが主体は行政
- 協働で行ったが住民主体は一部 市民等が主体となって実施

説明

- (12) 協働事業としての推進の余地 (今後、協働による推進できる余地はないか)
- 余地あり 余地なし

説明

所 属 長 総 括 評 価

本年度から市民課が担当することとなり、本年度は、計画の策定が主な事業内容であり、具体的な施策の実施については、来年度以降の予定。

※事務局使用欄

一次評価	継続 (現状維持)	誰をどのようにしたいのかが明確でない。計画の中で対象者を絞って段階的に推進してはどうか。
二次評価	継続 (現状維持)	男女共同参画社会の実現にむけて、行動計画の策定・配布、講演会の開催を行なう。、平成11年6月に、国の男女共同参画社会基本法が定められ、これに基づき地方自治体の責務が明らかにされている。